

令和7年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年5月23日（金） 午前9時01分から午前10時12分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	欠	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
欠	川崎 守	欠	有村 隆	欠	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 係 長 山下 隆治
主 査 末次 孝
主任主事 西 昌平

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 松元 敏幸
主幹兼振興係長 尾崎 直人
主 幹 前迫 篤弘
主 査 角野 勝行
主 事 清水 雄世
主 査 久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 徳田 潤一 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和7年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年5月23日（金） 開会 午前9時01分 閉会 午前10時12分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和7年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の欠席は、中塩屋委員、本田委員、森園委員、有村委員、川崎委員の5名です。

出席委員数は、16名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、新地委員、岩下委員、鶴田委員、高田委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条 第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の田中委員と6番の徳田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第10号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第10号につきましては、1頁から20頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年8月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が1万3千924㎡で、畑が13万7千395㎡で、計15万1千319㎡となっています。農地の貸出し者は34人、農地の耕作者となる配分予定者は24人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番は、設定期間が3年です。

1番は、使用貸借権で再設定。

2番から7項の12番は、設定期間が5年です。

2番は、賃借権で再設定。

次に 3 頁、3 番、4 番は、賃借権で再設定。

次に 4 頁、5 番は、賃借権で再設定。6 番は、賃借権で新規設定。

次に 5 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に 6 頁、9 番は、使用貸借権で新規設定。10 番は、賃借権で新規設定。

次に 7 頁、11 番は、賃借権で新規設定。12 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 8 頁、次の 13 番から 20 頁の 36 番は、設定期間が 10 年です。13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に 9 頁、15 番は、賃借権で再設定。16 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁、17 番、18 番は、賃借権で再設定。

次に 11 頁、19 番、20 番は、賃借権で再設定。

次に 12 頁、21 番は、賃借権で再設定。

次に 13 頁、22 番、23 番は、賃借権で再設定。

次に 14 頁、24 番、25 番は、賃借権で再設定。

次に 15 頁、26 番は、使用貸借権で再設定。27 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 16 頁、28 番は、賃借権で再設定。29 番は、賃借権で新規設定。

次に 17 頁、30 番は、賃借権で新規設定。31 番は、使用貸借権で再設定。

次に 18 頁、32 番は、賃借権で新規設定。33 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 19 頁、34 番、35 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁、36 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 20 頁までの 36 件の中間管理権設定ですが、7 頁の 5 年もの 12 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 7 頁の 12 番は、借人の永山委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 5 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 35 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

なしですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21 頁、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 11 号につきましては、21 頁から 24 頁です。

今回は、所有権移転が 15 件、地上権が 3 件です。

初めに、21 頁です。

1 番は、田が 1 筆で 719 m²の贈与です。

2 番は、畑が 1 筆で 1 千 975 m²の贈与です。

3 番は、田が 2 筆で 1 千 356 m²の売買です。

4 番は、田が 1 筆で 154 m²の贈与です。

5 番は、畑が 5 筆で 5 千 506 m²の贈与です。

次に、22 頁です。

6 番は、畑が 1 筆で 407 m²の贈与です。

7 番は、田が 1 筆で 1 千 74 m²の売買です。

8 番は、田が 1 筆で 869 m²の贈与です。

9 番は、畑が 1 筆で 153 m²の贈与です。

10 番は、畑が 1 筆で 2 千 539 m²の売買です。

11 番は、畑が 2 筆で 3 千 493 m²の売買です。

次に、23 頁です。

12 番は、畑が 6 筆で 9 千 532 m²の売買です。

13 番は、畑が 1 筆で 3 千 374 m²の設定期間 3 年間の地上権です。

14 番は、畑が 1 筆で 1 千 816 m²の設定期間 3 年間の地上権です。

なお、13 番・14 番は、5 条申請と関連で、令和 6 年度第 12 回総会で審議済です。

15 番は、畑が 1 筆で 638 m²の設定期間 3 年間の地上権です。

次に、24 頁です。

次の 16 番から 18 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、21 頁から 24 頁までの 18 件の許可申請ですが調査がなされていますので 24 頁の 16 番から 18 番までを田原委員に、報告をお願いします。

田 原 議席番号 2 番の田原です。去る 5 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、24 頁の 16 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、トマト等の露地野菜を作付けすることでした。

次に、17 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、飼料作物を作付けすることでした。

次に、18 番です。申請者は市外の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 18 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、25 頁、議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 12 号につきましては、25 頁です。今回は、1 件です。次の 1 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、25 頁の 1 件の許可申請ですが、調査がなされていますので、大園委員に、報告をお願いします。

大 園 議席番号 18 番の大園です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告いたします。

25 頁の 1 番です。申請地は田崎小学校の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。

申請者は市内の方で、申請地に貸家 2 棟を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、26 頁、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 13 号につきましては、26 頁から 29 頁です。

今回は、13 件です。

初めに、26 頁です。

1 番は、特定建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。令和 6 年度第 9 回総会で審議済みです。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。令和 6 年度第 2 回総会で審議済みです。

3 番は、資材置場、事務所、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。令和 6 年度第 8 回総会で審議済みです。

4 番は、食品加工施設、通路、駐車場を整備するもので、農地区分は農の 2 です。令

和6年度第10回総会で審議済みです。

次に、27頁です。

5番は、重機用車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。令和6年度第8回総会で審議済みです。

6番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。令和6年度第4回総会で審議済みです。

次の7番から29頁の13番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、27頁の7番から28頁の9番までを細川委員に、同じく28頁の10番を新原委員に、11番、12番を入佐委員に、29頁の13番を倉田委員に、報告をお願いします。

細 川 推進委員の細川です。去る5月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

27頁の7番ですが、申請地は横山集落センターの南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に犬舎とドッグランを整備する計画です。

周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は横山簡易郵便局の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、28頁の9番ですが、申請地は横山簡易郵便局の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である

「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、7番から9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 原 議席番号1番の新原です。去る5月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

28頁の10番ですが、申請地は高尾郵便局の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。去る5月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

28頁の11番ですが、申請地は細山田小学校の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は立小野公民館の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、11番及び12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

倉 田 議席番号 12 番の倉田です。去る 5 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

29 頁の 13 番ですが、申請地は大隅肝属広域事務組合の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みの農用地区域内農地です。転用事業者は、令和 4 年 5 月 30 日に農地法第 5 条の一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電施設を整備しましたが、一時転用の許可期限が、令和 7 年 5 月 29 日となっていることから、更新のための許可申請を行うものです。申請地では、所有者の農業法人がサカキを栽培しています。転用の期間は 3 年間となります。調査は、令和 2 年度第 7 回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、サカキは遮光率が 74.14%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置や、既に完成した施設の構造から平均単収の 8 割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが 2.5m 以上あり農作業への支障はないと思われます。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設けてあり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 13 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、30 頁、議案第 14 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 31 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 9 件です。対象面積は、田が 2 千 611 m²、畑が 2 万 5 千 597.26 m²です。次の 32 頁から 40 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。30 頁の 1 番が農業委員会の取決め制限にあたるので有馬委員に退席をいただき審議します。

（有馬委員：退席）

30 頁の 1 番については調査がなされていますので、西ノ原委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号 19 番の西ノ原です。去る 5 月 14 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。30 頁をご覧ください。

1 番ですが用途変更の申し出です。周辺図等は 32 頁です。申請人は市内の居住者で、申請地は下百引簡易郵便局の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用施設である「牛舎、堆肥舎及びロール置場」を整備する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議 長 有馬委員に係る 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

（有馬委員：着席）

有馬委員に係る案件は、許可意見を付して市長部局へ進達します。

続きまして、30 頁の 2 番から 31 頁の 9 番まで調査がなされていますので、30 頁の 2 番から 31 頁の 5 番までを西ノ原委員に、6 番から 9 番を矢野委員に、報告をお願いします。

西ノ原 次に 2 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 33 頁をご覧ください。申請人は市内の居住者で、申請地を「山林」として管理する計画です。申請地は「輝北総合支所」の南東に位置し、周辺が 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しない第二種農地と判断されます。申請地は第二種農地の許可基準である「その他の農地」に該当することから、農振除外となれば転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 34 頁をご覧ください。申請人は市外の居住者で、申請地を「山林」として管理する計画です。申請地は「高隅中学校」の北

東に位置し、周辺が 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しない第二種農地と判断されます。申請地は第二種農地の許可基準である「その他の農地」に該当することから、農振除外となれば転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 35 頁をご覧ください。申請人は市外の法人で、「隣接の工場敷地を拡張し資材及び製品置場」を整備する計画です。申請地は「東原簡易郵便局」の北に位置し、10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。第 1 種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われ、農振除外となれば転用許可の転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 31 頁の 5 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 36 頁です。申請人は市内の社会福祉法人で、申請地は「鹿屋旭原郵便局」の北東に位置し、周辺が 10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断される。今回、相談地に保育園を建設する計画であるが、公共性の高い事業であり、第 1 種農地の許可基準である「収用法対象事業」に該当すると思われま。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。

なお、2 番と 3 番ですが、畑ではなく山のような場所が、なぜが農業振興地域になっているのかを聞きたい。以上です。

局 長 農業振興地域整備計画に関する業務については、市長部局が管理しております。

この総会では農地法に関することになりますので、このような意見があったということを農業委員会から市長部局へお伝えさせていただきます。

矢 野 推進委員の矢野です。去る 5 月 14 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

31 頁の 6 番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は 37 頁です。

申請人は市内の法人で、申請地は「北部学校給食センター」の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「農用地区域内農地」です。今回、農業用倉庫・車庫の建設及び

農作業従事者用駐車場を整備する計画であることから、農用区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 7 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 38 頁をご覧ください。申請人は市内の居住者で、申請地は「北部学校給食センター」の南東に位置し、周辺が 10ha 以上の農地の広がりがあり、笠之原土地改良区の受益地でもあるため、第 1 種農地と判断されます。今回、建設用資材置場を整備する計画であるが、周辺には集落が形成されており、その集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われます。

次に 8 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 39 頁をご覧ください。申請人は市内の居住者で、申請地は「鹿屋東中学校」の南に位置し、相談地は、周辺が 10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断されます。

今回、特定建築条件付売買予定地を整備する計画であるが、周辺には集落が形成されており、その集落に接続することから、第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断されます。

次に 9 番ですが、一部農振除外、一部用途変更の申し出です。周辺図等は 40 頁をご覧ください。申請人は市外の居住者で、申請地は「東地区学習センター」の東に位置し、10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断されます。今回、一般住宅及び農業用倉庫兼車庫を建設する計画であるが、周辺には集落が形成されており、周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断されます。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました 8 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、41 頁、議案第 15 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお

願います。

尾 崎 議案第 15 号につきましては、41 頁から 42 頁です。今回は 6 件です。

41 頁の 1 番は、平成 10 年頃から山林化したもので、令和 6 年度第 8 回総会で審議済となっております。

次の 2 番から 6 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、41 頁の 2 番と 3 番を大園委員に、4 番から 42 頁の 6 番までを松元委員に、報告をお願いします。

大 園 議席番号 18 番の大園です。去る 5 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、41 頁の 2 番です。申請地は、吾平浄水場の西に位置し、昭和 60 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、大始良中学校の北に位置し、昭和 30 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る 5 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、41 頁の 4 番です。申請地は、串良総合支所の南に位置し、平成 14 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 42 頁の 5 番です。申請地は、鹿屋体育大学の北に位置し、昭和 54 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支

障がないと判断しました。

次に6番です。申請地は、上小原中学校の南西に位置し、平成10年頃から一部は宅地として利用しており、一部は山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明・報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、43頁、議案第16号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第16号につきましては、43頁から44頁です。今回新たに、譲渡希望が43頁の1番の1件ですのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が44頁の1番から6番までの6件ですのでお目通し願います。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。43頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を田原委員と門倉委員に、お願いします。次に、44頁、賃貸借希望の1番をわたくし福元と入佐委員に、2番を堀之内委員と矢野委員に、3番と4番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、5番を徳田委員と折尾委員に、6番を倉田委員と高田委員に、お願いします。

次に、45頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　資料45頁をご覧ください。合意解約につきましては、45頁から54頁です。今回は17件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 　ただいまの報告のとおり、45頁から、54頁まで17件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。議案書内に航空写真等を付けることは可能か。

松 元 事務局が持ち帰って、検討いたします。

議 長 他にありませんか。

西ノ原 議席番号 19 番の西ノ原です。

竹山は、なぜ非農地にならないのか。研修会が少ないため、研修を実施する予定があるか。以上です。

局 長 まず、竹山がなぜ非農地証明にならないのかについては、根拠を示す必要があります。

竹山が非農地にならないわけではなく、非農地証明を出すには、その農地がどのような状況で未利用地になっているのかを判断する基準があります。

その基準を農業委員会から委員の方へお伝えをして、竹山もしくは個別事例に対して判断していきます。一つ一つ対象にならないものは示していくので、地番や場所を教えていただいて、事務局の方で対処させていただきたい。

研修等については、今後実施していきたいと考えております。

議 長 他にありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

松 元 私からは「農地法第 3 条申請書の変更」についてです。令和 7 年 4 月 1 日より「農地法に係る事務処理要領」の改正に伴いまして、農地法第 3 条の申請書の変更がございましたのでご説明いたします。

今回の事務処理要領の改正では、農地の適正利用を強化するため、権利取得の確認内容を見直し、これまでの「取得した農地を適正に利用できそうかを確認」から「これまでの確認に加えて、適正利用できる者であるかを確認」となっております。具体的に申しますと、3 条で取得する方が農業関係法に違反していないかを確認することになります。新たに追加されたところを見ても「農地法に違反していないか」「農業振興地域の整備に関する法律に違反していないか」「種苗法に違反していないか」「農薬取締法に違反していないか」などがございます。これらに違反していないか確認することになりますが、確認方法は申請者の申告となっています。

今回の新たな農地法第 3 条申請書ですが、これまで市のホームページにあげている申請書は新しいものに変更しています。また、市内の日本行政書士会連合会の名簿に記載のあ

る行政書士には文書で変更があった旨を通知しているところです。

以上で私からの説明を終わります。

尾 崎 それでは、事務局から「中間管理事業に係る公社への追加意見の提出」についての説明をいたします。中間管理事業の実施にあたっては、毎月、農業委員会総会において農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を徴取し、その意見を付して鹿児島県地域振興公社へ提出しております。4月の総会でご審議いただいた議案第1号22番の耕作者（農事組合法人 南光農園）については、過去に鹿児島県地域振興公社から、農地の管理について再三の注意を受けている事業者でした。その様なことから、今後、公社が把握する注意すべき事業者が、貸借契約をした場合の対応協議を公社と行う中で、そのような事業者が貸借契約の締結する場合、出し手及び受け手の両方で、契約内容を遵守すること契約期間中のトラブルについては、双方で解決することについて記載した覚書を取り交わすことに関する追加意見を、鹿屋市農業委員会へ提出してほしい旨の要請が公社からありました。当該意見書については、事務局で対応を精査し、会長、副会長、地域の農業委員・推進委員への説明を行った後、会長決裁を経て、5月13日付けで公社へ提出しました。今回の件に関する覚書は、5月13日付けで徴収しております。また今後、同様に公社の要請がある契約については、契約書の押印時に出し手及び受け手双方に説明の上、覚書をとることとします。以上で中間管理事業に係る公社への追加意見提出についての説明を終わります。

事務局から、令和6年度の上乗せ報酬額の減額の理由について説明します。令和6年度の上乗せ報酬につきましては、前年度と比べて約4万円から6万円の減額となっております。その理由といたしまして、1点目に、上乗せ報酬の財源である、国の補助金である「農地利用適正化交付金」の交付額が年々減額されておりましたが、その激減緩和措置がなくなったところから大きく減額となったこと。2点目に、例年、農業委員・推進委員の合計42名で計算していましたが、令和6年度は、農業委員・推進委員の改選年であったため、9人多い51名で配分を行ったことから、例年と比べて大きく減額となったものです。

局 長 それでは、6月の調査委員を申し上げます。

6月12日、木曜日、4条・5条の調査が、大重委員、永山委員です。

6月12日、木曜日、農振調査が、川崎委員、谷口委員です。

6月13日、金曜日、4条・5条の調査が、田中委員、有馬委員です。

6月13日、金曜日、3条調査が、徳田委員、新地委員です。

6月の総会は、6月23日、月曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

私からの報告は以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これを持ちまして令和7年度第2回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)